

北大秦簡『教女』の特徴と想定される「読者」について

海老根量介

はじめに

北京大学蔵秦簡牘（以下、北大秦簡と略称）は、香港の馮燊均国学基金会が海外より買い戻した簡牘群であり、二〇〇九年に北京大学に寄贈された。当該簡牘群は竹簡七六一枚、木簡二一枚、木牘六枚、竹牘四枚、木觚一枚を含み、簡牘に残された編繩の中から寄生虫の卵が発見されていることから、墓葬から出土したものと目されている。簡牘上の文字はごく一部が篆書に近い以外はほぼ秦隸で、竹簡の中には秦始皇三一年と三三年のカレンダーが含まれることなどから、大部分の簡牘は秦統一後に抄写されたと思われるが、一部については統一後に置き換えられた語句が存在するため、統一前夜に抄写されたようである。簡牘の出土地や墓主については不明であるが、交通ルートや距離について記した『道里書』に言及される地名は南郡が中心であるため、簡牘の持ち主は秦の南郡の地方官吏であった可能性が高いとされる。^{（1）}

北大秦簡は、二〇一二年にその概要が公開されて以降⁽²⁾、整理者などによって一部の簡牘の図版や釈文が断続的に公開され、それらに基づいて研究が進められてきたが、二〇一三年に『北京大学藏秦簡牘』（以下、本稿では図版本と呼ぶ）が出版され、全ての簡牘の図版と釈文が公開された。これにより、基礎的な研究を進めるための前提条件が整ったと言える。

本稿では、北大秦簡の中でも『教女』と呼ばれる篇について取り上げ、考察を行いたい。『教女』は竹簡一五枚から成る。もともと篇題はなく、整理者がその内容に基づいて『教女』と命名した。当該篇は『從政之経』と同一の冊書に記されており、前半部分が『從政之経』（第一〜四六号簡）、後半部分が『教女』（第四七〜六一号簡）となっていて、両者は同一人物によって抄写されたと見られる。

『教女』はその内容からさらに二つの部分に分けることができる。第一部分は「善女子之方」で、善良な女子の遵守すべき規範が述べられる。第二部分は「不善女子之方」で、善良でない女子の悪しき振る舞いが反面教師的に述べられている⁽⁵⁾。

このように、『教女』は全篇において正面・反面から当時の理想とされる女性像を描いていることから、先行研究ではだいたいのところ一致して『教女』を「中国古代の女教書」として捉えている。筆者も基本的にこの見解に同意するが、細かく見ていくと、『教女』にはさらに検討すべき問題が少なからず残されているように思われる。特に、当該篇が著述された目的やその主要な「読者」層については、より詳細に議論する必要があるだろう。

そこで本稿では、まず第一章において『教女』中のいくつかの字句の解釈について検討する。その上で、第二章では本篇が著作された目的とその背景、および本篇が想定している主要な「読者」について考察することにした。

第一章 『教女』に見える字句の考釈

第一節 第五三号簡「監所不遠、夫在街廷」について

『北京大学藏秦簡牘』の出版に先立ち、『教女』について最初に釈文を紹介した朱鳳瀚氏は、この簡所について「監視する場所は決して遠くはなく、日常生活の街中と庭にある」と訳し、女子の振る舞いの善し悪しを郷里の街中や近隣の人々の輿論によって監督させることを意味しているようだ⁽⁶⁾と指摘するが、さらなる検討が必要としている⁽⁷⁾。その後、朱鳳瀚氏は図版本において『教女』の整理者を担当しているが、当該箇所には特に注釈を付けていない⁽⁸⁾。胡寧氏は「監」の主語が天帝であるとし、当該箇所について、街中や庭において人々の日常の言動が教戒に合致しているかどうかを天帝が監察していると理解する⁽⁹⁾。

両氏の指摘はいずれも一理ある。周知のように、秦においては商鞅の変法以来、人々の行動を相互に監視させるような政策を次々と実施した。一例を挙げると、什伍の制では、人々を「什」や「伍」といった組織に編成して連帯責任を負わせ、その間で罪を犯した者がいれば、構成員はその者を告発しなければならず、犯罪行為に気づかなかったり告発しなかったりした場合は、構成員も全て罪に問われた。このように、他人の目を通して人々の生活を監視・統制することは、確かに非常に有効な教戒の方法であると言える。とすれば、当該箇所も他人の目を通して女子の生活態度を戒める内容であったとしてもおかしくない。

しかしながら、「監所」を直接「(他人が自分を)監視する場所」と解釈できるかどうかはなお疑問の余地がある。そこで、ここでは別の解釈の可能性を提示したい。

当該箇所と類似の文構造を持つ例としては、『詩』大雅・蕩篇の「殷鑑不遠、在夏后之世」（殷鑑遠からず、夏后の世に在り）が想起される。これを参考にすれば、当該箇所も「監（鑑）所不遠、夫在街廷」（鑑とする所は遠からず、夫れ街廷に在り）と読めるのではないか。この場合、当該箇所は「我々が鑑とすべきものは遠くにあるのではなく、街中や廷にあるのだ」という意味に解釈できるであろう。なお、当該箇所の前文（同じく第五三号簡）には「自古先人、不用往聖」（古えの先人自り、往聖を用いず）とあり、古くから代々過去の聖人の事績を重視していないことが主張されているが、「監（鑑）所不遠、夫在街廷」の含意するところも、この主張と相通じているように思われる。つまり、人々は過去の聖人の一挙一動に学ぶ必要はない——なぜなら彼らの生きた社会の状況は現在と異なるのだから——それよりも自分の身近なものとに学び、それを鑑とすべきである、ということである。

「廷」字については、朱鳳瀚氏・胡寧氏ともに「庭」と解釈していることから、「庭」に読んでいるようである。しかし「鑑所」が庭にあるというのはいやや意味が通りづらい。思うにこの「廷」は字のごとく読むべきではないだろうか。「廷」は「県廷」などのように、官吏が日常の業務を執行する官署のことを指す。つまり「街廷」とは、日常生活において出入りする「街」と日常的に業務を行う「廷」を合わせた言い方であると考えられる。これらの二つの場所はどこにも当時の人々（特に下級官吏）が日常的に接触する空間であるから、人々がこれらの場所で見聞きするものごとを鑑とするというのは極めて自然であろう。

ただし、これに対しては次のような疑問もあるだろう。『教女』の読者は女性であるはずで、彼女たちは官吏となれないのだから、彼女たちが「廷」を鑑とするという解釈は成り立たないのではないかと。この疑問については後に詳しく論じることになりたい。

第二節 第五七号簡「居處欲善、從吏(事)母(無)屠(緒)」について

朱鳳瀚氏は当初公開した釈文では「居處次善、從事母屠(著)」に作り、「日常の居處では善行を欠き、ものごとを行う際は常に明らかではない」と訳していたが、後に図版本では上記のように釈文が改められた。⁽⁹⁾ 胡寧氏は当該簡所において「居處」と「從事」の二種類の状態が対比されていると指摘する。⁽¹¹⁾

ここでは「居處」と「從事」が対比されているというのは確かにその通りであろう。ただし、朱鳳瀚氏・胡寧氏とともに「從事」を「ものごとを行う」と解釈するが、「居處」が日常生活における立ち居振る舞いを意味する一方、それと対比される「從事」はさらに一步踏み込んで「仕事を行う」と解釈することができよう。つまり「居處欲善、從吏(事)母(無)屠(緒)」(居處は善なるを欲するも、事に従うに緒無し)とは、善良でない女子は日常生活において安穩として満ち足りた暮らしを望んでいるが、仕事を行うときは道理にかなわないことばかりする、といった意味であろう。

中国古代において女性が従事していた仕事については、一般的には家庭内部で行われる様々な「家事」が想像される。筆者もこの「從事」の内容にそうした家で行う仕事が含まれることは否定しないものの、『教女』の内容を見る限り、おそらく「家事」だけに限定されるとは考えづらい。当該簡所のすぐ後に続く記述には「居喜規(窺)望、出喜談語。所與談者、大嫪行賈。買其畜生、及到牛馬。」(居りては窺望することを喜び、出でては談語することを喜ぶ。與に談ずる所の者は、大いに行賈を嫪⁽¹²⁾う。其の畜生を買い、及びて牛馬に到る。)とあり、ここでは「居」と「出」が対比され、「出」の具体的な内容として商人と交渉することが挙げられている。なおかつ「大嫪行賈」や「買其畜生」といった行為は、普通の買い物にとどまらず、ある種の交易を指しているように思われる。⁽¹³⁾ よって、当該簡所の「從事」は「家の中から出て行って、外で仕事を行う」という意味が含まれていると考えられる。

なお、里耶秦簡八—四六一のいわゆる「更名木方」には「吏如故、更事」とある。⁽¹⁴⁾ 秦ではもともと「吏」字で「事」を表していたが、統一以後は「吏」・「事」両字の区別が明確化された。従って、当該簡所の「従吏（事）」という用字は、『教女』が秦の統一以前に記されたものである可能性を示唆している。

第三節 第五八号簡「貸於人、有未賞（償）者、小器靡（糜）亡」について

当該簡所については、朱鳳瀚氏は当初、「人にものを貸し与えて、まだ返還されていないものがあれば、けちくさく忘れることがない」と訳していたが、⁽¹⁵⁾ 後に図版本の注釈ではやや意見を改め、「器」を「用器」、「靡（糜）」を「財物をなくしたりぼろぼろにしたりする」と解釈している。⁽¹⁶⁾

「貸」字については、統一以前は「貸す」・「借りる」両方の意味があり、統一以後初めて「貸」が「貸す」、「貸」が「借りる」という使い分けが確立した。⁽¹⁷⁾ この「貸」は文脈からすれば「借りる」の意味に取るべきだろう。「小器靡（糜）亡」については、筆者は基本的に図版本と同意見である。つまり「貸於人、有未賞（償）者、小器靡（糜）亡」（人より貸りて、未だ償わざる者有れば、小器も糜亡す）は、善良でない女子が他所から何かを借りてきて長期にわたり返還せず、もしくは貸した者も督促しない場合、それをいいことに使い潰してしまうという意味であろう。

ちなみに里耶秦簡「更名木方」には「賞如故、更償責」とあり、統一以前は「賞」字で「償」を表していたが、統一以後になって「賞」と「償」の使い分けがされるようになり、「賞」字で「償」を表す用字習慣は消滅した。よって、この「有未賞（償）者」も『教女』の書写年代が統一以前に遡ることを示している。

第二章 『教女』の特徴と成書の背景について

第一節 『教女』が言及する女性の特徴

前述した通り、『教女』は女性の遵守すべき規範を述べた「善女子之方」と、善良でない女子の行為を通じて女性の避けるべき悪しき行動を示す「不善女子之方」の二つの部分から構成される。二つの部分の描写する内容は対照的であるが、どちらも当時の女性のあるべき姿を示すために記されたという点は一致していると考えられる。

より具体的に見てみよう。「善女子之方」においては、姑に孝を尽くす、夫や父母の命令に従う、勤勉に仕事を行う、ものごとを行う際には慎重な態度を取る、男性に付き従い、自分からは積極的に主張しない、などの女性の行為・心がけが列挙されている。⁽¹⁹⁾こうした女性像はやや理想化されすぎている嫌いがあり、かつ抽象的で、具体的な描写を欠いている。これとは正反対に、「不善女子之方」で列挙されている女性の悪行は非常に具体的かつ活き活きとしており、当時の現実社会を反映したものとみられる。⁽²⁰⁾これらの女性の悪行の中には女性と巫との密接な関係や、「妒」・「悍」・「多舌」・「不寧」といった語が確認できるが、こうした内容は「日書」の中でも女性の描写としてしばしば見られることから、当時の社会の中ではそのような振る舞いをする女性が普遍的に存在していたのであろう。それゆえ、「不善女子之方」で示される女性の姿は、当時の女性が比較的活躍しており、家財の管理に一定の権利を持ち、外部との交流もかなり自由であったことを物語っている。⁽²²⁾

それでは、こうした活動的な女性像は『教女』の中で全面的に批判される対象となっているのであろうか。⁽²³⁾筆者の見たところ、決してそうではない。

まず、「善女子之方」には「朮從臣妾」⁽²⁴⁾（臣妾を朮從す）・「居處安樂、臣妾莫亡」⁽²⁵⁾（居處安樂なれば、臣妾亡ぐる莫し）などの記述が見られ、「不善女子之方」においても善良でない女子の数々の悪しき行いが「臣去亡、妾去之」⁽²⁶⁾（臣去りて亡げ、妾之を去りて去る）といった結果をもたらすと警鐘を鳴らしている。つまり、『教女』では女性が奴隷を指揮して家の仕事を執り行うことが求められているのである。なおかつ上述した通り、「居處欲善、從吏（事）母（無）屠（緒）。居喜規（窺）望、出喜談語」⁽²⁷⁾（居處は善なるを欲するも、事に従うに緒無し。居りては窺望することを喜び、出でては談語することを喜ぶ）という記述が暗示するように、女性の仕事は家庭内部に限らず、家の外での仕事も含まれていると思われる。「所與談者、大嫪行賈。買其畜生、及到牛馬。錢金盡索、不智（知）用所」⁽²⁸⁾（與に談ずる所の者は、大いに行賈を嫪う。其の畜生を買い、及びて牛馬に到る。錢金盡く索くるも、用うる所を知らず）・「家室戸賦、日奉起擣。資於人、有未賞（償）者、小器靡（糜）亡」⁽²⁹⁾（家室の戸賦は、日び奉るに起擣す。人より貸りて、未だ償わざる者有れば、小器も糜亡す）といった記述からも、『教女』で想定されている女性の家庭内外での仕事には、商人との交渉・商品の取引・戸賦の納入・物品の貸借などが含まれていることがうかがえる。すなわち、『教女』は女性がこうした仕事に従事することは否定していないのである。『教女』が否定しているのは、女性がこれらの仕事に従事する際の悪しきやり方であり、これらの仕事自体はむしろ女性がすべきこととして捉えられているのだ。

では、こうした仕事を行うことが期待されている女性とは、いったいどのような女性なのであろうか。これは、『教女』の主な対象者と密接に関わる問題である。朱鳳瀚氏は、「夫在官役、往來必卒」⁽³⁰⁾（夫官役に在れば、往來必ず卒たり）という記述や、家内に多くの奴隷を抱えていることなどから、夫は官吏であり、かつ一定の土田を持ち農業を主要な経済基盤とする地主であろうと指摘している⁽³¹⁾。陳美蘭氏は『教女』の作者が想定する読者は基層官吏の娘で

あると考えており、⁽³²⁾草野友子氏も『教女』には官吏の妻としてあるべき姿が描かれているとする。⁽³³⁾『教女』に描かれる女性はずしもある特定の階層の女性に限定されるものではないと考える研究者もいるが、⁽³⁴⁾朱鳳瀚氏がすでに指摘しているように、「夫在官役」といった表現や、『教女』が官箴書である『從政之經』と同一冊書に編集されていたことなども合わせて考えれば、『教女』の主要な対象が官吏の家庭の女性であるとする見解はおおむね首肯されるだろう。

そこで次に、官吏の生活について考えてみたい。彼らは普段は官署において勤務し、官署付近の宿舎に住み、妻子とは同居せず、休暇や忌引などの期間のみ家に帰ることができた。⁽³⁵⁾秦漢時代の官吏が休暇を取得する頻度は、郎官が五日に一回である以外は、伝世文献中には手がかりとなる記載がないが、⁽³⁶⁾出土史料の中にはいくつか規定が見られる。例えば張家山漢簡『二年律令』置吏律第二一七号簡には「吏及宦皇帝者・中從騎、歲予告六十日。它内官、卅日。吏官去家二千里以上者、二歲壹歸、予告八十日。」（吏及び皇帝に宦する者・中從騎は、歳ごとに告六十日を予う。它の内官は、卅日。吏の官家を去ること二千里以上の者は、二歳ごとに壹たび歸り、告八十日を予う。）とあり、岳麓秦簡『秦律令（貳）』第一三四号簡には「令曰、吏歲歸休卅日」（令に曰く、吏は歳ごとに歸休すること卅日）とある。これらの記述によれば、秦漢時代の官吏は毎年四〇～六〇日ほど休暇を取っていたと考えられる。

ところが、こうした律令の条文の規定とは裏腹に、官吏の実際の休暇所得率はあまり高くなかったようだ。秦の地方官吏の勤務と生活の記録と考えられている『質日』の内容に基づけば、秦の官吏が一年間に取る休暇は実際のところ五日にも満たないようである。⁽³⁷⁾つまり、秦漢時代の官吏は通常官署で勤務し、長期間家には戻らなかったことになる。とすれば、夫が家を留守にしている間、その妻が彼に代わってさまざまな家の仕事を任せられていたことは想像に難くない。そしてその仕事とは家庭内部での「家事」だけでなく、ちょうど『教女』で言及されているような土地

の管理や商業・交易などにも及んでいたであろう。⁽³⁸⁾

こうした観点のもと、「不善女子之方」冒頭、第五四〇五六号簡の以下の内容を見なおしてみよう。

告子不善女子之方。既不作務、炊義（議）不已。口舌不審、失戲男子。寃（纒）晦而臥、日中不起。不能清居、數之鄰里。抱人嬰兒、嗛人顙臬。餽人養將（漿）、撓人淫□。□人門戸、文奇人忌。甘語益之、不智（知）其久。旦而出鄰、即到於晦。男子視之、益稗（埤）笑喜。曰、我成（誠）好美、最吾邑里。澤沐長順、疏（梳）齒三枚之。衣數以之（□）者、意之父母。

子に善ならざる女子の方を告げん。既に作務せず、炊議已まず。口舌審かならず、男子を失戲す。纒かに晦にして臥し、日中なるも起きず。清居する能わず、數しば鄰里に之く。人の嬰兒を抱き、人の顙臬を嗛す。人の養漿を餽らい、人の淫□を撓す。人の門戸を（□し）、文は奇にして人忌む。甘語之を益し、其の久しきを知らず。旦にして鄰に出で、即ち晦に到る。男子之を視れば、益す埤す笑喜す。曰く、我誠に好く美しく、吾が邑里に最たり、と。澤沐は長く順い、梳齒は三たび之を枚す。衣は數しば之を以て（□）すれば、之を父母に意す。

この部分ではまず善良でない女子の特徴——仕事を怠ける、好き勝手に議論する、言葉が疑わしい、男性をからかう、早く寝て遅くに起きる、家の中でおとなしくしていることができず、いつも近所を出歩いている——が列挙されている。その後に「抱人嬰兒、嗛人顙臬。餽人養將（漿）、撓人淫□。□人門戸、文奇人忌。甘語益之、不智（知）其久」という描写に続いて、善良でない女子が朝から晩までずっと隣人の家にいることが述べられる。

「抱人嬰兒」から「不智（知）其久」の部分は「いつも近所を出歩いている」と「ずっと隣人の家にいる」という描写の間に挟まれているため、この部分もやはり善良でない女子が近隣の家にむやみに出入りして行う数々の悪しき振る舞いを説明しているものと思われる。具体的には「他人の赤ん坊を抱き、他人が作った織物を集め、他人のもの⁽⁴⁰⁾

を食⁽⁴¹⁾べ、他人の何らかのものを邪魔し、他人の門戸で何かをし、見た目も奇妙で人に忌み嫌われ、いつも甘い言葉を弄し、他人の家に長く入り浸っていることに自分でも気づかない」といった行為が言及されている。だいたいの行為は近隣の家に出入りして行う振る舞いとして理解できようが、「抱人嬰兒、嗛人顚臬」だけはどういう意味を持つ行為なのか、いまひとつ明確ではない。

思うに、この冒頭部分で列挙されている中には「しばしば他人の家に行く」だけでなく、「仕事を怠ける」・「男性をからかう」・「言葉が疑わしい」といった行為もあるため、「抱人嬰兒、嗛人顚臬」以下の内容を、必ずしも「他人の家に行く」ことだけと結びつけて解釈しなくてもよさそうである。例えば、これらの内容が「男性をからかう」こととも関連があると考えることはできないであろうか。⁽⁴²⁾すなわち、善良でない女子が「しばしば他人の家に行く」目的の一つが「男性をからかう」ことであるのではないか。「嗛人顚臬」も、他人の家の男性が織物を善良でない女子に贈ることを指しているのかもしれない。意味の取りづらい「抱人嬰兒」についても、想像力を逞しくすれば、もしかすると「(自分と)他人の(間に生まれた)赤ん坊を抱く」ことである可能性も否定できない。

それはともかく、この冒頭部分に示されるように、善良でない女子の振る舞いの一つとして「男性をからかう」ことが挙げられていることから考えれば、『教女』は男性に対して、家を長期間留守にする際には、妻が他の男性と不適切な関係に陥るかもしれないことを警告していることは確かであろう。実際にそういった例は古代の文献中では枚挙に暇がない。例えば張家山漢簡『奏讞書』案例二一では、ある男性が死去してまもなく、まだ葬儀も終わらないうちに、彼の妻が別の男性と棺桶の置いてある後ろの部屋で姦通に及び、罪に問われている。この案件は秦の廷尉府の官吏によって審理が進められているが、興味深いのは彼らが議論の過程で次のような問題を提起していることである。

夫爲吏居官、妻居家、日與它男子奸、吏捕之弗得校上、何論?⁽⁴³⁾

夫吏と爲りて官に居り、妻家に居り、日び它の男子と奸し、吏之を捕らうるも校上に得ざれば、何をか論ずる？これは単なる仮定の話であり、実際に発生した事件ではない。しかしながら、官吏たちがすぐにこうした例え話を思いつくことからすれば、当時官吏が家にいない間に妻が別の男性と姦通するような状況は決して珍しくなかったであろう。⁽⁴⁴⁾

第二節 『教女』成書の背景

『教女』は『從政之經』と同一冊書に編まれているため、先行研究ではこの両篇が相互に関連していると推測されている。朱鳳瀚氏は、両篇は個人の修養に供された書籍であろうと指摘している。⁽⁴⁵⁾高一致氏は、『教女』が公権力の背景を持つ人物により著述・所有された女子の教化を推進する書籍であるとする一方で、為政者が施政の参考にした⁽⁴⁶⁾り、父母が女兒を教育するためのテキストであったりした可能性も排除できないとしている。夏増民氏も、『教女』は公文書と言ってよく、公権力の意見と態度を代表していると指摘する。⁽⁴⁷⁾このように、これらの研究では『教女』の背後に公権力による女性を教育する意図を見通している。

そのほか、多くの研究者は『教女』の成書と秦の社会風俗が関係していると考えている。周知の通り、秦はかつては文化的に遅れた西の果ての国であり、中原諸国からは夷狄と見なされていた。商鞅変法以来、秦は国を挙げて移風易俗につとめたが、その中には性別秩序と家庭秩序の樹立も含まれていた。『教女』はまさにそうした秦の社会風俗の改変という背景のもと形成されたというのである。⁽⁴⁸⁾首肯すべき意見であろう。ただし、移風易俗は秦の内部だけの潮流というわけではないように思われる。ここでは別の側面から補足をしておきたい。

『史記』秦始皇本紀収録の会稽刻石銘文には以下のような内容が見られる。

三十有七年、親巡天下、周覽遠方。遂登會稽、宣省習俗、黔首齋莊。……飾省宣義、有子而嫁、倍死不貞。防隔内外、禁止淫佚、男女絜誠。夫爲寄猥、殺之無罪、男秉義程。妻爲逃嫁、子不得母、咸化廉清。

三十有七年、親ら天下を巡り、周く遠方を覽る。遂に會稽に登り、習俗を宣省するに、黔首齋莊なり。……省を飾り義を宣べ、子有りて嫁し、死に倍きて貞ならず。内外を防隔し、淫佚を禁止し、男女絜誠たり。夫寄猥を爲せば、之を殺すも罪無しとし、男義程を秉る。妻逃嫁を爲せば、子母とするを得ずとし、咸廉清に化す。

ここでは、会稽のある南方地域の習俗は、かつては男女関係が非常に自由であり、夫が死去した後に妻がその子供を棄てて再嫁したり、夫がよその家の女性と淫行に及んだり、妻が夫や子を棄てて別の男と再婚し、なおかつ母子の關係も継続したりするような状況さえも普通に起こりえたことが述べられている。⁽⁵⁰⁾この銘文によれば、南方地域の男女關係は他地域に比べてかなり自由であったことが推測できる。

これに関連して、南方を中心に出土している「日書」の例に注目したい。睡虎地秦簡『日書』には「寄人」・「入客」・「入寓人」などの語句がしばしば見られ、一般的には「他人を自分の家に住まわせる」ことを指すと考えられている。以下にいくつか用例を挙げておこう。

・睡虎地秦簡『日書』甲種第二号簡貳

結日、作事不成、以祭、閭(吝)。生子母(無)弟、有弟必死。以寄人、寄人必奪主室。

結日は、事を作せども成らず、以て祭れば、吝。子を生まば弟無く、弟有れば必ず死す。以て人を寄すれば、寄人必ず主の室を奪う。

・睡虎地秦簡『日書』甲種第五七～六〇号簡叁

母以辛酉入寄者、入寄者必代居其室。●己巳入寄者、不出歲亦寄焉。入客、戊辰・己巳・辛酉・辛卯・己未・庚

午、虚四斃（徹）、不可入客・寓人及臣妾、必代居室。

辛酉を以て寄者を入るる母かれ、寄者を入るれば必ず代わりて其の室に居る。●己巳に寄者を入るれば、歳を出でずに亦た寄す。客を入るるに、戊辰・己巳・辛酉・辛卯・己未・庚午は、四徹を虚しくし、客・寓人及び臣妾を入る可からず、必ず代わりて室に居る。

・睡虎地秦簡『日書』乙種第一三一号簡

母以戊辰・己巳入客人、客人反寄之。●辛酉・卯、癸卯、入寄之、必代當家。

戊辰・己巳を以て客人を入るる母かれ、人を寄すれば反りて之に寄る。●辛酉・卯、癸卯は、入れて之を寄すれば、必ず代わりて家に當たる。

これらの記述は、ある特定の日に誰かを自分の家に住まわせると、その者が家の主人にかわってその家を奪うことを述べている。仮住まいさせた者がいかにして主人の家を奪うかについては、「日書」には具体的な記述がない。しかし、これまでの検討を踏まえるならば、あるいは次のような可能性が想定できるかもしれない。すなわち、仮住まいの住民が主人不在の間に主人の妻と親密になり、主人を追い出して家を奪い取るという可能性である。

「寓人」に関する記述は九店楚簡『日書』の中にも見られる。以下は第二八号簡の例である。

……是胃（謂）□（害）日。昃（利）昃（以）造（解）兇（凶）、敘（除）不羊（祥）。昃（利）昃（以）祭（祭）門・窋（行）、敘（除）疾。昃（以）祭（祭）、大事、聚眾、必或（又）繇（亂）之。昃（以）墨（寓）人、斂（奪）之室。

…是を害日と謂う。以て凶を解き、不祥を除うに利あり。以て門・行を祭り、疾を除うに利あり。以て祭り、大事して、眾を聚めば、必ず又た之を亂す。以て人を寓せば、之が室を奪う。

睡虎地秦簡『日書』の内容は楚と秦の「日書」を継承しており、九店楚簡『日書』・放馬灘秦簡『日書』の中にそれぞれ類似する内容が見られる。ところが、「寄人」・「入客」・「入寓人」といった内容は放馬灘秦簡『日書』には全く見ることができない。それゆえ、こうした内容は楚の「日書」から継承されたものである可能性が高い。とすれば、家に住まわせた他人が主人の家を奪い取るという現象は、特に楚地において頻繁に発生していた現象であったと考えられるのではないか。

南方地域における女性の活動の活発さを示す史料は他にも存在する。例えば、岳麓秦簡『為獄等状四種』では、女性が積極的に商業活動に参画している様子がうかがえる。特に顕著な例は案例七である。この案件は、大女子の媼と公士の識の間に発生した争議が発端となっている。大女子の媼はもとと大夫の沛の奴隸であったが、後に彼の寵愛を受け、小走馬の義を生んだ。沛は自身で布を売る店舗と来客用の宿舎を経営する以外にも、自身の舍人に金を貸し与え、彼らに商業を営ませていた。沛が死去した後、義が彼の事業を継承したが、彼は未成年であったため、実際のところは媼が彼にかわって事業を行っていたようである。媼は義のかわりに財産を申告した際、その一部を隠匿したため、それをネタに公士の識に脅迫されることになったのである。そのほか、案例四では公卒の芮の妻の佞は自身で棺桶屋の用地を所有しており、芮の母親の索も、芮のかわりに彼が騙し取った金銭の一部を士伍の方に返還している。案例五では、女子の児が自分の子供を連れて秦から楚へ亡命しているし、案例一では、捕らえられた一〇人の群盜のうち、女性が二人含まれていた。こうした例からも分かるように、楚地では女性の活動が非常に活発であり、彼女たちは時に商業店舗の経営に参画したり、時に男性に頼らず自分で主体的に動いたりしている⁵¹⁾。

以上の考察に大過ないなら、楚地を代表とする中国南方地域においては、女性の生活は比較的自由度が高く、あるときは商業活動に参加し、男女関係もかなり自由なものであったと考えられる。『教女』は楚地のこうした地域性を

反映しているのかもしれない。⁽⁵²⁾すなわち、秦人は楚地を統治するにあたり、こうした特徴を持つ南方の女性、ひいては南方の習俗にも向き合っていかなければならなかった。特に官吏たちにとってみれば、彼らが家を留守にしている間に、いかにして妻に自分の家庭をうまく管理させるかという問題が非常に重要になっていったに違いない。『教女』はそうした背景のもと著述されたという可能性も指摘できるのではないだろうか。

第三節 『教女』の「読者」について

最後に、『教女』が想定している「読者」層について再検討してみたい。上述したように、先行研究ではおおむね『教女』の主要な読者は官吏の家庭の女性であると考えていた。筆者も基本的にはその意見に賛成だが、彼女たちが本来の意味での「読者」であったかどうかはより慎重に考える必要がある。

まず当時の識字率の問題について考慮に入れておかねばなるまい。ある研究者は、中国古代の識字率は思ったよりも高く、農民や奴隸も含む広範な社会階層の人々が一定程度の文字知識を身につけていたという。⁽⁵³⁾しかしながら、いわゆる「識字能力」にはいくつものレベルが含まれ、「簡単な単語は読むことができるレベル」から「非常に複雑な文章を読み書きすることができるレベル」までの異なるレベルがあることを忘れてはならない。⁽⁵⁴⁾前者のようなレベルまでをも「識字能力」としてカウントするならば、当時の識字率はかなり高くなるかもしれないが、かといって『教女』のような文献を正確に読んで理解できるような人が当時広範に存在していたとは考えにくい。また、中国古代の女性の識字について知り得るような記述は文献中にはほぼないが、その識字率が男性よりもはるかに低かったことは想像に難くない。なぜなら、当時識字能力を備えていた男性の大部分は、日頃から文書行政に従事する官吏であり、女性は官吏にはなれないからである。よって、たとえ官吏の妻や娘であったとしても、彼女たちが『教女』のような

文献を自力で読んで理解できたかどうかは疑わしい。

ここで、第一章で検討した第五三号簡「監（鑑）所不遠、夫在街廷」の解釈に戻ってみよう。上述の通り、本稿では「廷」を官吏が日頃勤務する官署と考えた。ところが「廷」は女性の働く場所ではないので、彼女たちが「廷」を鑑とすることは不可能である。それでは、「廷」を鑑とするのは誰なのであるうか。筆者は、それは官吏自身であると考え。つまり、官吏たちは日頃の生活の中で接触する街中や官署において様々な状況（特に女性が引き起こす数々の問題）に遭遇するが、それを鑑として自身の妻や娘を教育すべきだということなのである。そのほか、第六〇号簡「夫雖教之、口羊（佯）曰若（諾）」（夫之を教うると雖も、口では佯りて諾と曰う）も、夫が自分の妻を教育することを前提に書かれていることを暗示している。実のところ『教女』全篇の冒頭部分（第四七号簡）は「昔者啻（帝）降息女殷晦之壘（野）。殷人將亡、以教其女」（昔者帝息女を殷晦の野に降す。殷人將に亡びんとし、以て其の女に教う）という記述から始まっており、本篇はそもそも父親が娘に対して教戒するという場面が設定されている⁽⁵⁵⁾のである。

以上、本稿では『教女』が「読者」として想定しているのは当時の官吏たちであり、彼らに自身の妻や娘を教育させることを目的に著述された文献であると考えておく⁽⁵⁶⁾。

おわりに

本稿では『教女』の内容の特徴や成書の背景、および想定されている「読者」について検討してきた。『教女』の「読者」として想定されているのは、主に当時旧楚地において勤務していた秦の地方官吏たちであった。楚地では女

性たちの活動が非常に活発であり、積極的に商業経営などの生産活動に従事していたほか、男女関係も比較的自由であった。一方、官吏はその職務上、長期にわたって家を離れる必要があり、その間は家業を含む様々な仕事を妻に任せざるを得なかった。もし彼らが妻を放置して管理しなかったならば、彼女たちは生業を頓挫させるばかりか、別の男性と親密になり、果ては夫を家から追い出してしまう危険性すらあった。それゆえ、官吏たちにとっては『教女』を用いて妻や娘を教育し、そうした事態が発生するのを防ぎ、家庭を円満に保ち、家業を円滑に営むことが重視されたのである。『教女』はこのような背景のもと成書し、当時の官吏の間で受容された文献であったと考えられる。

註

- (1) 以上の説明は北京大学出土文献与古代文明研究所編『北京大学藏秦簡牘』（第一冊、上海古籍出版社、二〇一三年）の「前言」一頁の内容に基づく。
- (2) 北京大学出土文献研究所「北京大学藏秦簡牘概述」（『文物』二〇一二年第六期）六五～七三頁。
- (3) 北京大学出土文献与古代文明研究所編『北京大学藏秦簡牘』（全五冊、上海古籍出版社、二〇一三年）。
- (4) 図版本では「竹簡・卷九」として整理されている。
- (5) 以上の『教女』に関する説明は全て図版本の記述に基づく。北京大学出土文献与古代文明研究所編注（1）前掲書三三・六二頁を参照。
- (6) 朱鳳瀚「北大藏秦簡《教女》初識」（『北京大学学報（哲学社会科学版）』二〇一五年第二期）一〇頁。
- (7) 北京大学出土文献与古代文明研究所編注（1）前掲書六五頁。
- (8) 胡寧「從北大秦簡《教女》篇首看“女誡”類文獻的來源」（鄒英都・趙国壯主編『西部史學』第七輯、西南大学出版社、二〇二一年）六二頁。
- (9) 朱鳳瀚注（6）前掲論文一二頁。

- (10) 北京大学出土文献与古代文明研究所編注(1)前掲書六七頁。
- (11) 胡寧「北大秦簡《教女》補釈九則」(復旦大學出土文獻与古文字研究中心網站, <http://www.fjdgwz.org.cn/Web/Show/3170>, 二〇一七年一月一七日掲載, 二〇二四年一〇月八日最終閲覧)。
- (12) 図版本注釈は「謬」に読み、「詐欺・偽妄」の意味ではないかとするが、ここでは朱鳳瀚氏の当初の解釈に従った。それぞれ北京大学出土文献与古代文明研究所編注(1)前掲書六八頁・朱鳳瀚注(6)前掲論文一一頁参照。
- (13) 年代は少し降り、社会背景も異なるものの、「僮約」の例が参考になるだろう。「僮約」では、出かけていって買い物をするのは夫人ではなく、奴隸の役割となっている。後述するように、『教女』で言及される女性の役割の一つに奴隸の管理があることから、彼女たちはおそらく奴隸が出かけていって買い物をするのを指揮したのであろう。
- (14) 陳侃理「里耶秦方与『書同文字』」(『文物』二〇一四年第九期) 七七頁。
- (15) 朱鳳瀚注(6)前掲論文一三頁。
- (16) 北京大学出土文献与古代文明研究所編注(1)前掲書六八頁。
- (17) 石洋「『賁』『賁』別義的形成——秦時期借貸關係史之一頁」(《中国文化遺產研究院編『出土文獻研究』第二〇輯、中西書局、二〇二二年) 二二六頁を参照。
- (18) 陳侃理注(14)前掲論文七七頁。
- (19) 朱鳳瀚注(6)前掲論文一三～一四頁、夏增民「北大秦簡《教女》与秦代性別關係的建構」(『山西師大學報(社会科学版)』二〇一七年第六期) 一〇～一二頁、陳美蘭「中実沈静 唯審与良——北大秦簡《教女》探略」(《中国文化遺產研究院編『出土文獻研究』第一七輯、中西書局、二〇一八年) 一八一～一八七頁を参照。
- (20) 朱鳳瀚注(6)前掲論文一三頁を参照。また、陳美蘭氏は「善良でない女子の数々の行為を描写する際、作者は思いつくままに記しているようだ」と指摘している。陳美蘭注(19)前掲論文一八三頁を参照。
- (21) 夏增民注(19)前掲論文二二～二三頁、陳美蘭注(19)前掲論文一八七頁を参照。
- (22) 朱鳳瀚注(6)前掲論文一四頁を参照。
- (23) 夏增民氏は、『教女』が女性は「自家」を主な活動場所とし、「家」の中で勤労・節約につとめ、紡織などの仕事に精を出すべきことを主張しているとする。夏增民注(19)前掲論文一一頁を参照。

北大秦簡『教女』の特徴と想定される「読者」について(海老根)

- (24) 第四八号簡。図版本注釈は、「朮」を「怵」に読み、「怵惕」（恐れ戒める）の意味に、「従」を「縦」に読めるのではないかとする。北京大学出土文献与古代文明研究所編注（1）前掲書六四頁参照。ここでは臣妾をうまく操縦することを指すと考えておく。

(25) 第四九号簡。

(26) 第五六号簡。

(27) 第五七号簡。

(28) 第五七〇五八号簡。

(29) 第五八号簡。図版本注釈は「擣」を「詐」の意味に取る。北京大学出土文献与古代文明研究所編注（1）前掲書六八頁参照。

(30) 第五九号簡。

(31) 朱鳳瀚注（6）前掲論文一三頁。

(32) 陳美蘭注（19）前掲論文一八八頁。

(33) 草野友子「北大秦簡『教女』の基礎的研究」（同氏『中国新出土文献の思想史的研究——故事・教訓書を中心として——』汲古書院、二〇二二年）四六〇～四六一頁。

(34) 高一致「初読北大藏秦簡《教女》」（簡帛網、<http://www.bsm.org.cn/qinjian/6455.html>、二〇一五年八月一三日掲載、二〇二四年一〇月八日最終閲覧）。

(35) 大庭脩「漢代官吏の勤務と休暇」（同氏『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年）五八八頁を参照。

(36) 大庭脩注（35）前掲論文五八一～五八二・五八九頁を参照。

(37) 楊勇「秦簡牘所見秦代吏民的休暇」（鄭文玲・戴衛紅主編『簡帛研究二〇二一秋冬卷』廣西師範大学出版社、二〇二二年）一一五～一一七頁を参照。

(38) 第五六号簡「女子獨居」（女子獨り居る）という記述も、官吏の妻が夫の不在時に一人で家を守っている様子を暗示している。

(39) 図版本注釈は「炊」字は「姁」（女の軽薄なさま）もしくは「姿」（恣意）に読むのではないかと疑っている。北京大学出土文献与古代文明研究所編注（1）前掲書六六頁参照。

- (40) 図版本注釈は「嫌」字は「斂」に、「類」字は「績」に読むのではないかと疑う。北京大学出土文献与古代文明研究所編注(1)前掲書六六頁参照。

- (41) 図版本注釈は「養」字は「酪」に読むのではないかと疑う。北京大学出土文献与古代文明研究所編注(1)前掲書六六頁参照。王挺斌氏はこの字を「養」に隸定する。王挺斌「釈北大秦簡《教女》中的“𠂔”」(簡帛網、<http://www.bsm.org.cn/qinjian/9160.html> 二〇一三年八月二五日掲載、二〇一四年一月八日最終閲覧)を参照。

- (42) 末尾の「男子視之、益稗(埤)笑喜。曰、我成(誠)好美、最吾邑里。澤沐長順、疏(梳)齒三炊之。衣數以之(□)者、意之父母」は、明らかに「男性をからかう」ことと関連する内容である。

- (43) 第一九三〜一九四号簡。

- (44) 官吏の妻ではないが、『韓非子』内儲説下六微には、燕人の妻が夫の不在時に別の男と姦通している事例が見られる。

- (45) 朱鳳瀚注(6)前掲論文一三頁。

- (46) 高一致注(34)前掲論文。

- (47) 夏增民注(19)前掲論文一二頁。

- (48) 高一致注(34)前掲論文、夏增民注(19)前掲論文一三〜一四頁。

- (49) 「謂夫死有子、棄之而嫁」(夫死して子有らば、之を棄てて嫁すを謂う)と述べる『史記正義』の説に基づく。

- (50) 宮宅潔氏は、この例をもとに、長江下流の旧越国の領域では、多夫多妻が許容されているような状況だったのだろうと指摘する。宮宅潔『ある地方官吏の生涯 木簡が語る中国古代人の日常生活』(臨川書店、二〇一二年)一四九頁を参照。

- (51) 事例一は南郡の州陵県、事例四は同じく南郡の江陵県で起きた事件である。事例五・七は発生地点が不明だが、事例五は秦が楚の廬谿を攻めた際に秦から楚へ逃亡した者をめぐる案件ゆえ、南郡治下で起きたと思われる。すると、第一類の冊書のうち事例一〜六はいずれも南郡で起きた事件ということになるから、残る事例七も南郡治下で発生した事案である可能性が高い。なお、岳麓秦簡『為獄等狀四種』の具体的な内容については、柿沼陽平編訳注『岳麓書院藏秦簡「為獄等狀四種」訳注——裁判記録からみる戦国末期の秦』(平凡社、二〇一四年)に基づく。

- (52) 前述の通り、北大秦簡の持ち主は秦の南郡の地方官吏であった可能性が高いと推測されている。

- (53) 高村武幸「漢代の官吏任用と文字の知識」(同氏『漢代の地方官吏と地域社会』汲古書院、二〇〇八年)一〇五頁、濱川栄

「秦・漢時代の庶民の識字」（『史滴』三五、二〇一三年十二月）二〇頁を参照。

(54) エノ・ギール「古代の識字能力を如何に判定するのか——漢代行政文書の事例研究——」（高田時雄編『漢字文化三千年』臨川書店、二〇〇九年）一三三～一三七頁。

(55) 高一致注（34）前掲論文。

(56) 『教女』が公文書であるとする意見に対しては、筆者は懐疑的である。筆者は以前、用字習慣を通じて『為吏之道』などの秦の官箴書について検討し、これらが公文書ではなく、当時の官吏の需要に応じて流行した「準教科書」的存在であったと指摘したことがある。筆者の『教女』に対する現在の考えもその見方に近い。拙稿「秦漢の社会と「日書」をとりまく人々」（『東洋史研究』七六一、二〇一七年九月）二二二～二三頁を参照。

附記…本稿は二〇二三年度学習院大学文学部史学科卒業生の高瀬夏帆さんに啓発を受けて執筆したものである。高瀬さんは『教女』を主要な題材とし、秦における男女の在り方について検討を重ね、優秀な卒業論文を完成された。本稿に含まれるアイデアは、彼女と議論を重ねる過程で思いついたものが少なからず含まれている。ここに高瀬さんに感謝の意を表したい。なお、本稿中に誤りなどがあれば筆者の責任に帰することは言うまでもない。

また、筆者は早稲田大学において開催された「北京大学 蔵秦漢簡牘學術研討会」（二〇二四年六月二六～二七日）において、本稿のもととなる内容を口頭発表し、『教女』整理者の朱鳳瀚氏をはじめ、北大秦簡の整理に携わった研究者の方々に貴重な意見をいただくことができた。あわせて深甚の謝意を表したい。

本稿はJSPS 科研費 19KK0013 の助成を受けたものである。